

平成24年太宰府市議会第1回(3月)定例会
総務文教常任委員会会議録

平成24年3月2日(金)

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

〔平成24年太宰府市議会第1回定例会 総務文教常任委員会〕

平成24年3月2日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第7号 太宰府市事務分掌条例等の一部を改正する条例について
日程第2 議案第8号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第9号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第10号 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第13号 平成23年度太宰府市一般会計補正（第4号） について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門田直樹	議員	副委員長	渡邊美穂	議員
委員	福廣和美	議員	委員	不老光幸	議員
〃	藤井雅之	議員	〃	長谷川公成	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	木村甚治	地域づくり担当部長	今泉憲治
市民生活部長	古川芳文	教育部長	齋藤廣之
議会事務局長	田中利雄	会計管理者	三笠哲生
総務課長	古野洋敏	経営企画課長	石田宏二
管財課長	辻友治	協働のまち推進課長	諫山博美
税務課長	久保山元信	納税課長	高柳光
教務課長	木村裕子	学校教育課長	大藪勝一
生涯学習課長	木原裕和	中央公民館長 兼市民図書館長	吉村多美江
文化財課長	井上均	会計課長	齋藤正信
監査委員事務局長	関啓子	議事課長	櫻井三郎

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 白 石 康 子

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配布しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第7号「太宰府市事務分掌条例等の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第7号「太宰府市事務分掌条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

それでは、執行部からの補足説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（石田宏二） 議案第7号、太宰府市事務分掌条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料につきましては、条例改正新旧対照表1ページから3ページをご参照いただければと思っております。機構改革の内容につきましては、先日の議会全員協議会でご説明申し上げたところでございますけれども、今回4月1日付の機構改革に伴いまして事務分掌条例等の改正が必要になりましたもので、議会の議決を求めるということで、提案をさせていただいているものでございます。事務分掌条例1ページをご参照いただきたいと思いますのですが、事務分掌条例につきましては、各部の事務分掌を規定した条例でございまして、先日の説明の中で建設経済部の建設産業課商工農政係を総務部に位置付けるというようなところから、建設経済部の名称を変更、第1条の4号の建設経済部を建設部といたします。

第2条でございまして、総務部の事務分掌でございまして、体育館建設に向けた体育複合施設の建設推進担当を総務部に置くというところから、第2条の第1号シ、公共施設整備に関することという部分を新たに追加をいたしております。

続きまして、2ページをお開き願いたいと思います。建設経済部の先ほどの建設産業課関連が総務部に移管することになりまして、第4号のキとケとコが総務部の方に事務分掌を移管するということで、改正をさせていただくものでございます。

それに伴いまして、地域交通に関すること、及びその他前後各号に付随、または関連する事務に関することが繰り上がることになって、キとクというかたちになっております。

続きまして、3ページでございまして、都市計画審議会条例でございまして、これにつきましても、建設経済部の名称が建設部が変わることから、第9条を改正するものでございます。以上簡単でございまして、ご説明に変えさせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 若干、関連の質問なのですが、今回の機構改革においてですね、だいたい予算、ハード面の整備等の予算はどれぐらい考えておられるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（辻友治） 今回の補正に挙げさせていただいておりますけれども、サイン関係の見直しと、観光交流課が本庁に移転、事務がこちらに変わりますことから、その関係で補正予算で140万円、サイン関係が今試算したところ50万円ぐらいかかるかなというところで考えております。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 部屋を新しく、観光交流課がどこかに来るんでしょうけれども、そこに電話を引いたりとか、いろいろそういった部分も出てくると思うんですけど、あとパソコンの関係とか出てくると思うんですけど、それはどれくらいですか。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（辻友治） 実は太宰府館の方には直通電話が入っておりますので、今回観光交流課を2階にとも考えておりますので、直通電話の関係については見積もりを取っている段階で、それについては新年度予算で、金額的には5万円ぐらいと考えております。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 今、副委員長が言われた部分にも関連することになってくるかと思うんですが、私がお聞きしたいのは庁舎内の人員配置の部分で、新たに課も新設されるようなことも説明を受けましたけれども、当然この3月いっぱい定年等の退職もたくさん出るということ、新規でどれくらい採られるのかというのも議会の方には明らかになっておりませんが、そういった部分で人員配置が万全に行われるのかどうか、補足をお願いしたいんですけども。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（古野洋敏） 今回の新採用については、今のところ13名というかたちで予定しております。退職者も再任用、再雇用というかたちで継続してまいりますので、人員については今の体制の中で対応できるように考えているところでございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがいまして、議案第7号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時06分)

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第8号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」

○委員長(門田直樹委員) 次に日程第2、議案第8号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部からの補足説明を求めます。

管財課長。

○管財課長(辻友治) それでは、議案書18ページをお開きください。

議案第8号、太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

平成23年5月2日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、「第1次地域主権一括法」の交付に伴い、「公営住宅法」の一部が改正されております。平成24年4月1日から施行されるところであります。この度の条例の一部改正につきましては、公営住宅を第23条に定める入居者資格の内、第23条第1項第1号「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」が廃止されることに併せて、「公営住宅法施行令」第6条第1項「単身入居について一定の制限をする入居者資格」も廃止されますので、引き続き単身入居について一定の制限が必要ある場合には、施行日までに条例において措置する必要が生じたため、今回一部改正を行うものであります。

議案書19ページ、20ページと条例改正新旧対照表4ページから6ページをご覧ください。

まず、「公営住宅法施行令」第6条第1項、単身入居について一定の制限をする入居者資格が廃止されたことに伴い、第5条中、「として令第6条第1項で定める者」を削り、次に市営住宅の入居者資格として第5条第1項第5号では「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でないことに該当しないものと規定していますが、単身入居することができるものについて、適用していなかったため今回「、第3号及び第4号」を「及び第3号から第5号まで」に改め、「あつては第4号)」に「及び第5号)」を加えております。

次に、市営住宅に単身入居することができる者について第5条では老人、障がい者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令第6条第1項において規定されていましたが、今回の一部改正により第6条第1項が廃止されたことに伴い、その条項を第5条第2号として加えております。

また、第5条第2項のただし書の規定につきまして、第5条第3項を加えております。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行することになります。

以上が主な改正内容であります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は説明は終わりました。

それでは、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第9号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 次に日程第3、議案第9号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部からの補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（久保山元信） 議案第9号太宰府市税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書の21ページから23ページ、条例改正新旧対照表7ページから9ページまでをご覧ください。

今回の改正は、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税法等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」並びに、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が平成23年11月30日に成立し、同年12月2日に公布施行され、さらに東日本大震災の被災者の負担軽減を図るため、「地方税法の一部を改正する法律」が平成23年12月7日に成立し、同年12月14日に公布・施行されたことに伴い、太宰府市税条例の一部改正する必要があるため、市税条例の一部改正をお願いするものであります。

今回の主な改正内容を申し上げますと、最初に退職所得に係る個人住民税の10パーセント税額控除が平成25年1月1日から廃止になるものでございます。次に法人実効税率の引き下げによ

り、県及び市の法人住民税が減収となる一方、課税ベースの拡大により、県の法人事業税が増収となるため、県は増収、市は減収ということが生じ、このため県と市のたばこ税の間で税率を移譲することで、県と市の増減に係る歳入の調整を行うものでございます。

さらに、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が施行されたことに伴い、将来の均等割の税率を増やして地方が同様の災害に対処するため、財源確保を目的とした法律でございます。臨時の特例措置として、個人住民税の均等割も標準税率年間500円を引き上げを行うものでございます。その期間は平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割標準税率500円加算され、年額3,500円となります。

最後に、東日本大震災に係る雑損控除に係る臨時特例についてですが、地方税法の改正により期間の延長と関係条文の整理をいたしておるところでございます。

次に、太宰府市税条例の一部を改正する条例について、条例改正新旧対照表によって順にご説明させていただきますので、別紙の条例改正新旧対照表の7ページをお開きください。

まず条例第95条、市たばこ税に係る税率でございます。現行の「1,000本につき4,618円」を改正案としまして「5,262円」とし、644円引き上げるものでございます。国税であります法人税の実効税率が30パーセントから25.5パーセントになることにより、引き下げされます。その影響を受ける市の法人住民税は減収となる一方で、県の法人事業税が増収となるために、県と市のたばこ税との間で税率を移譲することによって、県と市の増減の収入の調整を行うものでございます。施行期日は平成25年4月1日からとされております。

次に附則の第9条でございます。市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の廃止でございます。退職所得に係る住民税の10パーセントの税額控除は、その制度導入の理由理由としまして、住民税は前年の所得に対して翌年に課税されますが、退職に係る所得については、その年に課税されて納付されることから、その税額相当分の運用益が失われることから、そういった制度が導入されておりましたが、現在の金利状況等が勘案されて平成23年度の税制改正の改正条項とされておりましたが、今回の法律の改正によりまして、この分の財源につきましては、防災、減災、地域で行う公共団体の復興の財源とするとして、今回廃止されるものでございます。このことから、附則第9条は改正で削除とさせていただきます。

次に附則第16条の2、たばこ税率の特例でございます。このたばこ税の特例につきましてはさきに述べました条例第9条と同じでありまして、法人税の実効税率の引き上げ関係であります。この特例は専売公社制度の時に3級品とされていた6銘柄の紙巻たばこ、わかば、エコー、新星などの6種類の税率を規定したものでございます。税率といたしましては、「1,000本につき2,190円」を2,495円に、305円引き上げるものでございます。施行期日も、同じく平成25年4月1日からとされております。

次に附則第22条でございます。東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の改正でございます。次の8ページをお開きください。この附則の改正におきましても、制度としての変更はござい

せん。改正前の第1項、第2項の条項を改正後の第1項に取りまとめ、条文の整理をいたしております。その内容につきましては、雑損控除額等の特例の対象となる災害損失金額から保険金額や損害賠償等を除いた特例損失金額に住宅家屋等の取り壊し除去、補強経費等の災害関連支出を含める場合は申告書の提出の前日までに支出したものに限り、これを損失対象金額とするという規定を設け、また、平成23年を当該損失対象金額が生じた年と読み替えて行うことによって、この特例措置の延長を図るものでございます。

次に、改正前の第3項、第4項を、改正後の第2項に取りまとめ、条文の整理をいたしております。この内容につきましても、配偶者親族の資産の損失について、同様に平成23年を当該親族資産損失額が生じた年と読み替えを行うものであります。

さらに、9ページになりますが、項ずれにより第5項を第3項としております。

最後に、附則の第25条、個人の市民税の税率の特例等でございますが、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、法第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする、との条文を新たに加えるものでございます。今回の税率改正につきましては、東日本大震災復興からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が施行されることに伴い、将来の均等割の税率を増やして、地方が同様の災害に対処するため財源確保を目的としたものでございます。平成26年度から10年間均等割額が1,000円、市民税で500円、県民税で500円の増となります。このことから、市の方が3,500円、県の方が2,000円の均等割となり、合計5,500円となることとなります。なお、年間の増収額は、納税義務者が33,000人と見込んでおり、500円増ですので、1,650万円ほどを見込んでおるところでございます。

さらに施行期日並びに経過措置につきましてでございます。議案書23ページをお開きください。附則第1条、施行期日として「この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する」と規定しております。第1号につきましては、退職所得の10パーセントの税額控除を平成25年1月1日からの施行、適用となります。第2号につきましては、市のたばこ税関係の税率の引き上げですが、平成25年4月1日からの施行となります。

附則第2条、市民税に関する経過措置の規定でございます。退職手当等につきましては、平成25年1月1日からでございますので、その従前の分につきましては従前の適用となります。

附則第3条につきましても、市たばこ税に経過措置については、平成25年1月1日施行となりますので、従前分については従前の税率適用となります。

以上が改正内容の補足説明でございます。よろしくご審議たまわりますよう、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 退職金の関係のところでは若干質問させていただきたいんですけど、まず、今ご説明いただいた中で平成25年1月1日からの適用であるというふうに説明されましたけれども、従前の場合は従前の税率で対応されるということですけど、その従前というのは平成24年12月31日というふうに理解していいのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（久保山元信） さようございます。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 退職金の控除の部分は多くの方に影響がでてくると思うんですが、今経過措置の対応もあると、多くの企業でもそうでしょうし、この市役所の中でもそうした部分を見越して、そういった部分の適応を受けるために12月31日で駆け込みの退職等が発生するというようなそういったことも懸念もあるんですが、そういったことは影響がないというふうに執行部としてはお考えでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（久保山元信） その影響につきましては、判断がなかなか個人のご事情もございますし、金額等の問題も発生するかと思いますので、そう影響はないとは思っております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） この控除の部分を外した場合、どれくらい増収になるのか、今現在の試算で結構ですので、答弁をお願いします。

○税務課長（久保山元信） 退職の収入につきましては、本市では4,200万円程度の決算をいただいておりますので、その分の1割程度で400万円ほどの増収になるかと考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） その分の使途としては一般財源として適用されるということでしょうか、何か別途特別な基金等ではないですけども、そういった目的を持って使うとか、そういった部分まで現在見通しを持っておられますでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（久保山元信） 今回、ご説明の中でさせていただきましたけれども、平成23年度の税制改正の中で、金利等を勘案しということではされておりましたが、今回の廃止に伴いますのは地域が緊急防災等の事業を行う場合の地方公共団体が自ら確保する財源として確保されたということで、廃止とされております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 今に関連するのですが、均等割の方もこれは対象者が33,000人ぐらいで1,600万円ぐらいの増収ということで、今の退職者の分と合わせると、結局は災害に向けての

予算確保ということで、2,000万円ぐらいの予算が災害対策として使いなさいということで、今回その目的で税制が変わってきたと思うんですが、市の方としては2000万円をとりあえず防災に使いなさいということで増収するんですが、今後具体的にその2,000万円をどのように使おうとかですかね、どのように防災に充てていこうとか、具体的な計画は今お持ちなんですか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 今現在計画は策定しておりませんので、これが可決になりましたら、庁内の関係各課と協議を行いまして、ソフト面、ハード面の整備計画を立てて年次計画を立てながら活用してまいりたいというふうに考えております。今現在は計画はございません。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 市民税均等割で500円も上がって、退職者の分も上がるということで、これは市民に対してもこういう法律の改正があって、これだけ皆さんにご負担をいただく、そして市としてはこういう目的で使っていきますというようなことは、将来的計画がある程度できた時点で発表される予定はありますか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 将来的に計画を策定しましたら、市広報、ホームページ、地域の自治会長さん、校区協議会等にも説明をしたいと考えております。

○委員長（門田直樹委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 提案されております議案第9号、太宰府市税条例の一部を改正する条例については、反対の討論をさせていただきたいと思っております。反対の理由としまして、財源確保でございます東日本大震災からの復興あるいは地域の防災面の資金を確保するというその内容そのものは私も否定はしませんが、その財源のかかるやり方として多くの部分でこれから影響がでてまいります退職者の方への控除を廃止したうえで賄うという以前に、まず、大元の使い方としまして、企業等への復興の課税のあり方がどうなのか検証する必要があると考えます。実際に企業等にも同規模の復興増税等もされている内容でもありますが、しかしその後の経過を見ますと復興増税が終了した後、減税になる仕組みも残されており、一部住民税の均等割は10年間ですけれども、企業に対しては3年間というような課税の不均衡さがある内容が含まれておりますので、本条例につきましては反対を表明いたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号につきまして、可決することに賛成の方は挙手願います。

(大多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 大多数挙手です。したがって、議案第9号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名 反対1名 午前10時28分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第10号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第4、議案第10号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」を議題にしたいと思います。

執行部の補足説明を求めます。

市民図書館長。

○市民図書館長(吉村多美江) 議案書24ページ、25ページ、議案第10号、太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

「図書館法」につきましては、平成23年8月30日に交付されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、一部改正が行われ、平成24年4月1日より施行されることとなりました。具体的には地域の実情に応じて一層幅広い分野の者が図書館協議会の委員となることが促進されるよう、「図書館法」第15条に定める委員の任命にあたっての基準を削除しまして、これを条例において定めることとすると共に、条例を定めるにあたって参酌すべき基準を文部科学省令で定めることとされました。これを受けまして、「図書館法施行規則」が改正されましたので、太宰府市立図書館協議会にかかる規定の整備を行う必要があるための改正であります。

お手元の条例新旧対照表10ページをご覧くださいと思います。右側の改正案の大宰府市立図書館条例第9条第3項に「協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。(1)学校教育の関係者、(2)社会教育の関係者、(3)家庭教育の向上に資する活動を行う者、(4)識見を有する者、を条文化しまして、以下第3号を第4号に繰り下げるものです。

なお、今回の改正による選出基準につきましては、現行の図書館協議会規則第3条に規定されていたものを条例化したもので、現在任命されております6名の委員さんにつきまして、その任命内容に何らの変更はございません。

以上のとおり、ご審議たまわりますよう、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

長谷川委員。

○委員(長谷川公成委員) 協議会の委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するとなっていますが、学校教育の関係者であれば、だいたいやはり学校の先生とか、そうい

った方々だと思うんですが、あと（２）（３）の社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者とは実際どういった方々なのでしょう。

○委員長（門田直樹委員） 市民図書館長。

○市民図書館長（吉村多美江） 学校の関係者につきましては、校長会の方から推薦をいただいております。学校教育課、校長の方から1名選出いただいております。それと、社会教育の関係者につきましては、市内に活動してあります文庫連絡協議会の会員さんと、社会教育委員さんになっております。家庭教育の方からは、現在は子育てサポートポピンズの会員さんから1名選出をお願いしております。識見を有する者としては、福岡女子短期大学の司書課程の教授の方と元筑紫女学園短期大学の幼児教育を専攻してある先生をお願いしております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第10号について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがいまして、議案第10号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時33分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第13号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第5、議案第13号、平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）についての当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の補足説明において、関連する項目として同時に説明した方がわかりやすい別の補正項目については、併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行います。

また、執行部におかれましては、補正の補足説明を順次していただくにあたって、関連する項

目として同時に説明をした方がわかりやすい別の補正項目については、併せて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。補正予算書の歳出、14ページ、15ページをお開きください。

2款1項7目、財産管理費について、補足説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（辻 友治） 2款：総務費、1項：総務管理費、7目：財産管理費、細目992：庁舎維持管理費の内、18節：備品購入費、庁舎設備関係備品140万円の補正について、説明させていただきます。平成24年4月1日の機構改革により、観光交流課が太宰府館から本庁に事務室を移すことに伴いまして、職員の椅子、机、キャビネット、棚を3月末までに購入したいと考え、補正予算に計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページの2款2項1目：企画総務費、及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（石田宏二） 2款2項1目：企画総務費、まちづくり推進費、25節：積立金についてご説明させていただきます。

まず、まほろばの里づくり事業基金積立金でございます。これにつきましては、歳入との関連がございますので、歳入では11ページ、17款1項1目の部分のまちづくり支援指定寄附とふるさと太宰府応援寄附のこの2つの寄附をまほろばの里づくり事業基金に積み立てるところで、積立金を計上いたしております。若干、歳入と歳出の積立金の金額が異なる部分につきましては、当初見込んでおりました運用利息との差がありまして、そういった部分で差異が生じております。まず、まちづくり支援指定寄附につきましては、まちづくり支援自販機の部分の寄附であります。当初予算100万円を計上してございまして、2月末までの見込の部分平成23年度に積むということになりますので、まちづくり支援自販機による寄附が約110万円ほど見込まれることから、今回10万円の歳入の補正を計上させていただいているところでございます。また、ふるさと太宰府応援寄附につきましては、主だったものにつきましては、1,511万円ほどあるんですが、その内の1,500万円程度が故人、吉村芳之様からの遺志がございまして、亡くなられたら市の方に寄附したいという遺志がございましたので、ふるさと太宰府応援寄附として寄附をいただいたものを今回まほろばの里づくり事業基金に積むものでございます。

次の歴史と文化の環境整備事業基金積立金でございますけれども、これにつきましては歳入の9

ページ、2款2項1目：歴史と文化の環境税が、210万円ほど当初予算より上回っての歳入が見込まれることから、今回補正をさせていただくものでございます。

それと、3番目の古都・みらい基金積立金でございます。これにつきましては、当初予算、名目予算として当初1,000円を計上しておりましたけれども、今現在で平成23年度中に古都・みらい基金として寄附をいただいた部分が93万3,000円ございますので、93万2,000円を今回補正させていただいて、同額を積み立てるというところで、予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款2項5目、地域コミュニティ推進費、及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 2款：総務費、2項5目：地域コミュニティ推進費、コミュニティバス関係費、15節：工事請負費、バス停留所設置工事47万円について、ご説明いたします。本年3月にまほろば号のダイヤ改正を行うことによりまして、三条台地区への延伸を行うこととしております。それに伴いますバス停留所4カ所の設置工事費でございます。

続きまして、歳入につきましては、補正予算書10、11ページをお開きいただきたいと思っております。今回、15款：県支出金、2項：県補助金、9目1節に生活交通確保対策補助金としまして959万円を計上しております。これを財源として充てるものでございます。併せまして、財源の組み換えを行っております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて、併せて質疑はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 今回延伸されることによって、今後ランニングコストの増加についてある程度考えておられるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） ある程度、そのあたりは計算して、新年度予算に計上しておるところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 具体的にどれくらいですか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） あ手元に数字を持ってきておりませんので、新年度予算の審査の際にご説明させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書16、17ページをお開きください。

9款1項5目、災害対策費、及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 9款：消防費、1項5目：災害対策費、災害対策関係費、15節：工事請負費、コミュニティ無線設置工事293万9,000円の減額について、ご説明いたします。本年度当初予算にコミュニティ無線子局増設工事費といたしまして、5基分、993万9,000円計上しておりましたが、本年度の子局増設につきましては、設置場所の選定等に時間を要したことから、水城ヶ丘公民館、吉松の高速道路と御笠川が交差します河川沿い、それから連歌屋区の市営墓地の3ヶ所に設置することとなりました。これによりまして、工事費が減となったものでございます。

続きまして、歳入につきまして予算書12、13ページをお開きいただきたいと思います。21款：市債、1項4目：消防債、1節：災害対策事業債、ふくおかコミュニティ無線整備事業債500万円を減額しております。これは、子局増設減に伴うものと、それから水城公民館につきましては既存のコミュニティ無線の移設工事となることから、起債の対象外となることから、併せまして今回500万円の減額をするものです。

また、子局増設工事が年度内に終わらないことから、補正予算書5ページをお開きいただきたいと思います。第2表：繰越明許費補正としまして、9款：消防費、1項：消防費、コミュニティ無線整備事業700万円を追加計上させていただいております。

また、第3表：地方債補正におきまして、消防施設整備事業債を補正前890万円から補正後390万円へ変更計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて、併せて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款2項1目：学校管理費、及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

教務課長。

○教務課長（木村裕子） 10款2項：小学校費の、委託料1,402万3,000円と、工事請負費5億8,812万円につきましては、いずれも太宰府小学校と水城小学校の大規模改造工事、及び太宰府西小学校のトイレの大規模改造工事の補正予算を計上しております。財源となります歳入について併せてご説明させていただきます。8、9ページをご覧ください。14款：国庫支出金、2項：国庫補助金の内の学校施設環境改善交付金9,859万5,000円の歳入を予定しております。及び12、

13ページをお願いいたします。2款：市債でございますが、5目：教育債、3節：小学校債を3億4,930万円を計上しております。これらにつきましては、歳出部分につきまして、繰越明許しておりますので、それも併せて説明させていただきます。5ページをお願いいたします。第2表：繰越明許費補正、10款：教育費、2項：小学校費において、予算額全額について繰越明許で計上しております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて、併せて質疑はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 現在教育債は、今どれくらいあるんでしょうか、総額が。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（石田宏二） 今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご報告申しあげたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 大規模改修ということで時間がかかるとは思いますが、工事は長期の夏休みとかに予定されているのですか。

○委員長（門田直樹委員） 教務課長。

○教務課長（木村裕子） はい、夏休みを予定しております。

○委員長（門田直樹委員） 教務課長、第3表の小学校債についても、併せて説明をお願いします。

○教務課長（木村裕子） はい、失礼いたしました。第3表：地方債補正で、先ほどの小学校債3億4,930万円を補正計上しております。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款5項1目：保健体育総務費、及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 10款：教育費、5項：保健体育費、1目：保健体育総務費、25節：総合運動公園整備事業基金積立金1億円についてご説明申しあげます。

総合運動公園整備事業基金としまして、平成8年度より基金の積み立てを始めてまいりました。平成17年度に生涯学習施設用地、看護学校跡地ですが、平成19年度にプール用地購入のため基金の取り崩しを行いまして、昨年9月に2億円の積み立てを行いました。今回、3月補正により1億円を積み立てまして、平成23年度末現在高といたしましては、約4億6,700万円となっております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（石田宏二） 中今の1億円の積み立て財源につきましてご説明いたします。補正予算書11ページをお開きいただきたいと思います。20款の諸収入、雑入でございます。総務費雑入の1億円でございます。これにつきましては、福岡県の市町村振興協会の基金からの交付、原資はサマージャンボ宝くじの収益金で、平成23年度、今年度に県内市町村に一律1億円が交付されるものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて、併せて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、次に歳入の審査に入ります。

補正予算書8、9ページをお開きください。

1款：市税について、説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（久保山元信） 1款：市税、1項：市民税、2目：法人、1節：現年課税分についてご説明いたします。当初予算といたしましては、4億2,403万4,000円を計上しておりましたが、今後の調定の推移などを含めまして、決算見込みなどの精査を行った結果、大幅な収入増がございまして、現年分で6,000万円の増となる見込みでございます。このことから、法人住民税の歳入予算を6,000万円増額し、補正後の予算額を4億8,403万4,000円として増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2項：固定資産税、1目：固定資産税、1節：現年課税分についてでございます。この分につきましても、決算見込みの精査を行った結果、現年分で1,099万円の増となる見込みとなりますことから、増額補正をお願いするものでございます。補正後の予算額を31億727万3,000円といたしております。

次に1款：市税、7項：歴史と文化の環境税、1目：歴史と文化の環境税、1節：現年課税分についてでございます。この分につきましては、当初予算を6,100万1,000円を計上しておりましたが、決算額の見込みが6,310万円となることから、210万円の増額補正をお願いするものでございます。先ほど経営企画課長からも積み立ての関係で説明ありましたが、昨年開催されました国博のゴッホ展等の影響による増収から、増額増収となったものと考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて、併せて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、6款：地方消費税交付金について、説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（久保山元信） 6款：地方消費税交付金、1項：地方消費税交付金、1目：地方消費税交付金、1節：地方消費税交付金についてご説明いたします。この分につきましては、福岡県が

ら交付されますが、今後の調定の推移などを含めまして、決算見込みの精査を行った結果、当初予算額5億円に対しまして、3期までに4億100万円ほどの歳計がございます。最後の4期分の歳入平均調定額が1億3,000万円ほど見込めますことから、決算見込額を5億3,000万円といたしておるところでございます。このことから、3,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書10、11ページをお開きください。

19款1項：繰越金について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（石田宏二） 19款1項1目：繰越金についてご説明いたします。前年度の純繰越金が全体で平成22年度の実質収支になりますけれども、8億9,618万4,000円となっております。12月補正までで財源として7億6,433万円を使っておりますので、その残り1億3,185万4,000円を今回補正財源として計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 続きまして、補正予算書5ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費補正」の審査に入ります。

2款1項：総務管理費について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（石田宏二） 繰越明許費補正の2款：総務費、1項：総務管理費、電子掲示板システム構築事業1,450万円についてご説明いたします。昨年12月議会において、予算計上いたしておりました部分でございまして、ハードウェアの視認性でありますとか経済性、保守性、機能性などあらゆる観点からいろいろなメーカーを現在比較しておりまして、ハードウェアの選定、システムの作り込みをどのようにしていくかという検討を現在重ねてきております。しかしながら、少し時間がかかっておりまして年度内に設置することが困難となったために、今回繰越明許を計上させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 場所はこの間ご説明のあった市役所前ということで、それは変更はないのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（石田宏二） はい、それは変更ございません。

○委員長（門田直樹委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次の9款1項：消防費、10款2項：小学校費につきましては、先の歳出の審査の際に関連する項目として、既に説明を受けております。

また、「第3表 地方債補正」の2件につきましても、先の審査の際に関連する項目として、既に説明を終えております。

それでは、当委員会所管分の補正全般について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（経営企画課長「委員長」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（石田宏二） 先ほど渡邊副委員長からご質問に対して、ご回答申し上げたいと思います。教育債が今どのくらい残っているのかというご質問でございましたが、教育債全体としましては、平成23年度末の見込ですが、54億1,000万円ほどであります。これは史跡地の購入の分も入っておりますので、この金額になっております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 以上で、本案に対する説明、質疑は終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号の当委員会所管分につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがいまして、議案第13号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時55分

~~~~~○~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 24 年 3 月 31 日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹